

## 企業年金基金ニュース

No. 85

発行日 令和7年4月18日  
発行者 電子情報技術産業企業年金基金  
東京都千代田区岩本町1-11-2  
A-RISE神田6F  
(03-5809-3188)

**企業年金基金の概況**  
(令和7年3月31日現在)

実施事業所数	170 社
加入者数	19,879 人
年金受給者数	760 人

**1. 加入者の仮想個人勘定残高データの送付について**

令和7年3月31日基準の加入者の仮想個人勘定残高データを、令和7年4月18日より順次事業主様宛に送付（電子連携サービスでは配信）します。

データの収録内容と令和7年3月31日現在お勤めされている65歳までの従業員様に相違がないか（基金規約にて加入者の範囲を限定している場合を除く）ご確認ください。

仮想個人勘定残高データと併せて加入者向けの個票をご希望されている場合は、加入者へ個票をお渡しくделаいますようお願い申し上げます。

なお、3月末以外の基準月をご希望されている事業所様につきましては、希望月の翌月下旬に仮想個人勘定残高データを送付します。

**2. 65歳到達による資格喪失届の提出について**

基金加入中に65歳に到達される加入者について、到達月の前月に「65歳到達予定者一覧表」を送付しますので、在職中に65歳に到達されましたら「資格喪失届」を提出してください。

「資格喪失届」は『資格喪失日：65歳の誕生日前日』、『喪失事由：65歳到達』にてご作成ください。

また、65歳到達後にご退職される日が決まっている方については、備考欄に『退職日』を併せてご記入ください。

65歳到達時（在職中）に受取る基金の一時金は税法上一時所得の取扱いになりますが、退職まで繰下げて一時金を受取る場合は退職所得の取扱いとなります。

**3. 基礎年金番号の届出について**

「資格取得届」にご記入いただく基礎年金番号に誤りがあると、iDeCo加入者における加入者情報が不整合となり、iDeCoの掛金拠出に影響が生じます。

また、資格喪失後にポータビリティにより脱退一時金相当額を他のDC・DB等に移換する際にも不備が生じることになりますので、誤りのないようご注意ください。

資格取得時に基礎年金番号が不明の場合は、基礎年金番号を空白にて「資格取得届」をご提出いただき、基礎年金番号が確認でき次第「加入者に関する訂正（変更）届」を速やかに提出してください。

このニュースは、事業主と事務担当者向けに編集してありますが、できれば各職場の皆様にもご覧いただけるようご配慮願えれば幸いです。

---

#### 4. 電子連携サービスについて

令和6年10月1日より「電子連携サービス」が利用開始となりました。

事業所⇄基金間をインターネット上のVPN接続を用いる環境にて、事業所からの適用関係の届書や基金からの通知書・掛金帳票等の送受信を行うことができます。

電子連携サービスを利用すると届書の発送手続きの手間や郵送コストを削減することができます。基金からの通知書等をデータ管理することができるようになりますので、是非ご利用ください。

「電子連携サービス」の利用方法等につきましては、基金ホームページをご参照ください。ご不明な点等ございましたら、業務課（電話：03-5809-3189）までご連絡ください。

#### 5. 電子連携サービスをご利用の担当者様へ【使用上の注意】

電子連携サービスにて各届書を基金へ配信する際は、配信する届書ファイルの「承認」を行った後に「配信」ボタンを忘れずに押してください。（最新状況が「配信完了済」になっていることを確認してください。）

また、5名以上の届書を作成する際は、エクセルのシートを別シートにコピーして入力を行い、ブック全体にてPDFファイルを作成すると1部にまとめることができます。

同じ届書の複数のPDFファイルを配信する場合は、複数のPDFファイルを選択しパスワードをかけることで1部のファイルにまとめることができます。

#### 6. 基金業務スケジュールについて

令和 7年 4月分の届書の締切日	令和 7年 5月 9日（金）
令和 7年 4月分掛金納入告知書等発送／配信日	令和 7年 5月19日（月）

郵便事情により日数がかかる場合がありますので、余裕をもってご提出ください。

電子連携サービスをご利用いただきますと締切日当日までに届書を提出（配信）することができ、発送日当日に掛金納入告知書等を受信することができます。

ご不明な点等ございましたら、業務課（電話：03-5809-3189）までご連絡ください。

---